

令和2年度事業計画

1. はじめに

昨年6月に閣議決定された「成長戦略実行計画」の全世代型社会保障への改革として、人生100年時代を迎えた中、働く意欲がある高齢者の活躍の場を整備し雇用就業機会を確保していくためには、70歳までの就業機会の確保を図りつつ、それぞれの高齢者の特性に応じた選択肢の一つとして、女性会員の拡充を含めたシルバー人材センターの機能強化を図るなど、中高年齢層の女性の就労支援を進めることが重要施策として位置づけられました。

地域の働く意欲がある高齢者で組織するシルバー人材センターへの期待はますます高まってきました。今年度、当センターは第4次中長期計画の2年目として、事業の拡大、特に会員の拡大に向けて全会員で取り組み、社会を支える担い手として共に働く仲間を増やすための事業を行います。また、女性会員を増やすためのイベントやPRを実施します。

シルバー人材センターの会員として、就業やボランティア活動等を通じて社会の一員として充実した生活を送ることで、心身ともに健やかに生きることは健康寿命の延伸にもつながり、人口が減少していく中で社会を支える側となっていくことが期待されます。

当センターは公益法人として「自主自立」「共働共助」の基本理念に基づき、地域社会の維持・発展に貢献していただくため、令和2年度は次のような事業実施計画を策定します。ただし、現時点でパンデミック（世界的大流行）となっている新型コロナウイルスの感染拡大次第では、事業運営に様々な支障が生じる恐れもあり予断を許さない状況です。

2. 事業実施計画

(1) 公益目的事業の推進

① 就業分野と会員の拡大

第4次中長期計画による目標値

目標会員数	1,408人（女性会員比率34.5%）
就業延人員	114,365人日（派遣事業含む）
就業率	96.1%（派遣事業含む）
受託件数	12,840件（派遣事業含む）

ア、山口県シルバー人材センター連合会が実施する高齢者活躍人材確保育成事業での一般高齢者を対象とした講習会や就業体験事業に協力し、就業分野と会員の拡大を図ります。

イ、地域からの信頼に応えるために、会員一人ひとりが公益法人の一員であることを自覚し、マナーを守って責任のある行動をします。

ウ、女性会員を増やすために、「女性限定セミナー」を開催し、シニア女性向けの講習とセンター事業の説明・入会手続きを行い、女性会員の拡大を図ります。

エ、全国シルバー人材センター事業協会が提唱する100万人会員を目指して、「会員ひとりが一人を勧誘」をテーマに全員で取り組みます。

オ、毎月、事業説明・入会手続き会を実施し、入会意欲を高めるために求人中の仕事情報を紹介します。

カ、引き続きお客様満足度調査を実施し、センターのサービス向上に活かします。

② 普及啓発活動とボランティア活動

ア、全国シルバー人材センター普及啓発月間（10月）に合わせて、市内のスーパーマーケット等、シニア世代が集まる場所で普及啓発活動を実施します。

イ、市報「やまぐち」に事業説明・入会手続き会や各種講習等の募集記事を掲載依頼します。

ウ、公益目的事業を推進するため、広報紙「すこやか」を年2回発行します。

エ、リーフレットは捨てられない物を目指して最新情報の掲載を心掛けます。

オ、講習会等の開催にあたっては、プレスリリースによってマスコミに情報提供し、メディアによる報道に努めます。

カ、ホームページは最新情報の掲載に努め、センターで行う各種事業の情報を発信します。

キ、地区会による自主的な普及啓発活動を促進します。

ク、11月23日の勤労感謝の日にパークロード中央ボランティア清掃活動を行うほか、各地区会等においてもボランティア活動を行います。

(2) 会員研修と技能講習会の実施

① 会員研修の実施

ア、公益法人としてコンプライアンスを推進するため、新入会員には、「新入会員必修研修」の受講を義務付け、会員としての意識付けを図ります。

イ、地区会及び職群班では、適正就業ガイドライン研修や安全就業に関する研修のほかに、警察による講習や健康に関する講習等を行います。

② 技能講習会の実施

ア、公益目的事業の推進と技能等の習得を目指して、会員と一般高齢者を対象とした講習会を実施します。

イ、上記講習会で講師を務める会員のスキルアップを図るため、指導員等養成講習会を実施します。

(3) 安全・適正就業の推進

① 剪定班や草刈班、及び一般軽作業グループ等による安全推進集会を実施します。

② 安全・適正就業委員会等による安全パトロールを実施します。

③ 安全・適正就業基準に沿った就業を推進し、剪定班や草刈班ではチェックシートによる安全点検を実施します。

④ 事故が発生した場合は、現場立ち入り調査等を行い、原因究明や再発防止策を講じるとともに、違反者には安全・適正就業基準指導要綱に沿って厳正に指導します。

⑤ 適正就業ガイドラインに沿って適正就業を推進します。

⑥ 会員就業規約及び就業基準要綱等に沿ったローテーション就業及び分かち合い就業に努めるとともに、「シルバーだより」等で分かち合い就業を推進します。

⑦ 「安全就業便り」等で安全就業や交通安全の呼びかけ及び、市の特定健康診査の受診や健康管理を呼びかけます。

(4) 収支相償とガバナンス及び関係機関との連携

① 収支相償とガバナンス

ア、公益法人として義務付けられている関係書類等を山口県知事に提出するとともに、収支相償に適合した財政運営を行います。

イ、法令及び定款に沿った運営を行い、総会や理事会の運営についてもガバナンスを徹底します。

ウ、第4次中長期基本計画に沿って事業を運営します。

② 関係機関との連携

ア、行政及び議会には引き続き事業の支援を要請するとともに、指導及び助言を受けた場合は適切に対応します。

イ、本部事務所の移転については、引き続き山口市に要請します。

ウ、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス（A-②）の拡大に向けて、山口市地域包括支援センターと連携して会員確保に努めます。

(5) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の実施

少子高齢化による人手不足問題が課題となっており、サービス業等の人手不足分野及び介護、育児等の現役で働く世代を支える分野での就業を促進することが地域経済の維持・発展のためにもますます重要であることから、これらの分野の就業を派遣事業等より一層拡大します。

(6) 入会相談、情報の提供

① 入会を希望する高齢者に対しては、事業説明・入会手続き会でセンターの内容等を説明して入会促進に努めるとともに、リーフレット等を活用してセンター事業の内容を説明します。

② メディア等への情報提供により、当センターが行う公益目的事業の周知に努めるとともに、問い合わせや事務局に就業等の相談に来られた高齢者に対しては、センター等の情報を提供します。

③ 山口市やハローワークが主催するアクティブシニア関連のイベントに参加し、センター情報を提供します。